

令和2年2月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年2月20日(木) 午前9時00分～10時10分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
8番	井上	賀博	9番	岡野	孝文
10番	村井	孝彦	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

欠席委員

7番	松下	良夫	15番	國重	幸代
----	----	----	-----	----	----

傍聴推進委員

6番	中西	格	11番	河合	茂夫
14番	濱崎	郷廣			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	6,123 m ² 2,891 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	505 m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	4,800 m ² 10,786 m ²
第4号議案	非農地証明願	2件	田 畑	m ² 2,048 m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	37件	田 畑	51,585 m ² 5,734 m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画 変更申請	1件	田 畑	1,065 m ² m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による競売買受 適格証明願	1件	田 畑	m ² 190 m ²
第9号議案	次期農業委員・推進委員候補者募集要領	1件	田 畑	m ² m ²
報告第1号	合意解約	1件	田 畑	m ² 709 m ²
合 計		57件	田 畑	64,078 m ² 22,358 m ²

令和2年2月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より2月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで、合計56件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中16名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、7番松下さん、15番國重さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を12番藤本委員さんと13番宮本委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、8番井上委員さん、9番岡野委員さんと私で、2月19日（水）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 709 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 538 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 1,111 m²外1筆 計1,561 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 965 m²外2筆 計1,149 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5番、・・・、面積 723 m²外4筆 計4,436 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

6番、・・・、面積 621 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件6件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

村井委員 申請理由が、いつも経営規模の拡大である。事務局の確認や考え方を説明してください。

事務局長 下限面積は農家台帳で確認をしております。ご指摘のとおり、ほぼ申請理由は経営規模の拡大となっておりますが、過去には、生前一括贈与や農地交換等の理由を記載していたこともあります。現在は、譲受人からみて所有権移転の一般的な理由として経営規模の拡大としております。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」6件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。
1番、・・・、面積505㎡【議案読み上げ】
井手ノ上自治会館から東に約100mに位置します。
無断転用の有無 有
転用目的 住宅拡張
申請理由 申請者は、両親世帯の住宅を建築した際に、農地の一部を庭として造成し、倉庫を建築して利用しており、無断転用の解消および駐車スペースの拡充を計画したため。
農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。
周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。
その他 無断転用による始末書の提出があります。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番、4番、7番については現地調査を実施しておりますので、8番井上委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

井上委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番、4番、7番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 111 m² 【議案読み上げ】

青海町向公民館から北へ約50m、県道高松坂出線の北側に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、県道高松坂出線の南側にある公民館を利用しています。集会を開く際には、車で来られるかたが多く駐車場が不足しております。今後も、駐車場を利用するかたが増えると思われるため、駐車場として計画しました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 現在、県道の拡幅工事が行われており、付近に横断歩道の設置を依頼しておりますが、県道が供用開始されるまでは、東側の交差点等を横断するよう周知予定です。

4番、・・・、面積 485 m²外2筆 計 3952 m² 【議案読み上げ】

川津文化センターから北東に約400mで県道富熊宇多津線に接しています。

無断転用の有無 無

転用目的 資材置場、車両置場

申請理由 譲受人は、一般土木、建設工事業を営んでいます。事業拡大のため、交通の便がよい、資材や事業用車両の置場を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7番、・・・、面積 6879 m²外1筆 計 7806 m² 【議案読み上げ】

府中湖に架かる府中湖大橋から北西へ約500m、県道綾川府中線の西側に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 花崗土採取による農地造成

申請理由 土地造成現場において、盛土用の良質な花崗土の需要が高まり、新規採取場が必要となっており、貸し主との話がまとまったためです。花崗土の搬出先は、おもに坂出、丸亀、高松方面の土地造成現場を予定しています。

農地の区分 第1種農地（農用地）

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もある。工事期間は、令和5年4月までの3年間を予定しています。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま井上委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番、4番、7番につきましては、先ほどの井上委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 487㎡【議案読み上げ】

綾川にかかる「綾川橋」から南東へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 貸資材置場

申請理由 譲受人は、土木工事の会社を経営しております。申請地南側に資材置場を保有しておりますが、仮設資材、花崗土等を置く場所が不足しています。既存施設に近い申請地を利用しようと計画し、代表取締役である譲受人が取得、造成して会社に貸付ける計画をしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 1041㎡【議案読み上げ】

「川津小学校」から北東に約200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 借り人は、老後の資金のため太陽光発電設備を計画しました。出身地の坂出市周辺で探していたところ、兄の所有地を使用貸借することで話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

5番、・・・、面積 250㎡【議案読み上げ】

J A川津ライスセンターから南へ約600mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、現在の収入に不安を感じており、将来の介護費用等の確保や家族の安定した生活のために、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

6番、・・・、面積 1835㎡ 外1筆 計1939㎡【議案読み上げ】

坂出市立坂出中学校から南西へ約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は現在の収入に不安を感じており、将来のことを考え太陽光発電設備による収入を得ようと計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 都市計画法により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

村井委員

太陽光発電設備への転用について、申請書類に不備がなければ許可相当となるのですが、例えば、池に太陽光発電設備を設置するとしたら農業委員会への手続きもなく、周辺への影響について気になっております。

事務局長

周辺の環境保全の観点からそのようにお考えかと思われます。農地転用の場合にも周辺農地への影響が少なからずあると思われますが、その中で調整をしながら土地改良区等の同意を得て、転用事業者は話を進めていると考えています。

村井委員

池に太陽光発電設備を設置する場合は制限が厳しいです。それに比べると、農地転用の制限が緩いように感じています。

事務局長 農地転用の場合、2000 m²以上の場合は隣接農地の方の同意を得るようにしています。しかし宅地は対象外です。

藤本委員 2番について、自治会は所有権登記ができるのですか。

事務局長 地縁団体として法人格を持っていれば可能です。法人格を持たれていなければ、会長個人名義の場合もあるかもしれません。

三木委員 4番の転用面積は広いのですが、施設の保有状況はどうですか。

事務局長補佐 施設保有一覧の提出を受けており、資材置場、車両置場は保有しておりません。

村井委員 4番の申請地は優良な農地です。転用となることが農業委員として活動している者として残念と思われます。

会長職務代理 農地は、個人の財産でも有るので、難しい問題と思われます。

梶野委員 このような案件は過去にもありますが、優良な農地だから不許可という訳にはいかないとわれます。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、うち5件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、4番、7番の案件につきましては、転用面積が2,000 m²以上ということで、2月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」2件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、9番岡野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

岡野委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積1894 m²【議案読み上げ】

川津町の奥池から東に約100mに位置します。

申請理由 申請地は、平成7年頃まで耕作しておりましたが、維持管理ができなくなり、20年以上が経過して山林化し農地への再生が困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい、地元の方の確認書の添付もありません。

2番、・・・、面積154 m²【議案読み上げ】

川津町の奥池から東に約 50m に位置します。

申請理由 昭和 55 年頃より農道が拡幅されて、農道として利用しているためです。
以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま岡野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第 4 号議案「非農地証明願」につきましては、岡野委員さんのご説明どおりです。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 4 号議案「非農地証明願」2 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

藤本委員

2 番について、農道としての利用ですが一般の方も通るのですか。

岡野委員

近隣の農地所有者も通ると思われま。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」2 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」37 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」37 件についてご説明します。今月は新規に農地の貸借をする案件が 13 件、更新が 10 件、再設定が 14 件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が 7 件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 37 件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」37 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

村井委員

転貸先の斜線について説明してください。

事務局長

斜線の記載があるものは、農地中間管理機構が入ってない又は農地中間管理機構を通さない場合で、貸付人と借受人が直接する利用権設定です。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」37件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 555㎡外1筆 計1065㎡【議案読み上げ】

坂出市立白峰中学校から北へ約50mに位置。

転用目的 分譲住宅（4棟）用地

申請理由 許可を受けた期間内に、残る1区画の工事を完了することができなかつたため、2年間の工期延長です。

また、「特定建築条件付売買予定地」への問合せもあり、顧客ニーズに対応するため、「特定建築条件付売買予定地」への変更も行います。これは、分譲住宅目的の申請において、転用事業者が建物を建築せずに土地を処分する場合は、許可ができませんでした。しかし、宅地に限っては、転用事業者が建物を建築せずに土地を処分する場合であっても、一定の要件を満たせば許可ができることとなっております。ただし、転用事業としては、建物が建築されるまでに変わりはありません。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは第8号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1件についてご説明いたします。

競売買受適格証明願については、あまり申請は無いと思いますが、競売にかかった案件の中に農地が含まれている場合、その農地を転用で取得する場合は適切に利用しようとしているかどうかを入札の前に申請し、買受適格証明書をもって入札を行わなければならないという規定になっておりますので、その証明願が提出されまし

た。

1 番、・・・、面積 190 m²【議案読み上げ】

坂出市立白峰中学校のグラウンドのすぐ南側に位置しています。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 1 棟 2 階建

申請理由 分譲住宅の需要見込みのある坂出近辺で土地を探していたところ、生活の利便性などが最適な申請地が競売にかけられていることを知り、農地法第 5 条の規定による競売買受適格証明願の申請を行った案件です。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除計画書と確約書及び土地改良区意見書が提出されており、周辺農地への影響は、少ないものと思われまますので、分譲住宅として販売するというので、利用計画についても適切であると考えられます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 8 号議案「農地法第 5 条の規定による競売買受適格証明願」1 件について、なにかご意見・ご質問はありますか。

村井委員

このような申請はあまり聞きませんが。

事務局長補佐

競売にかかった農地を転用で取得する場合は、買受適格証明書をもって入札を行わなければならないという裁判所の規定になっており、入札で落とした方が改めて、転用の申請を出されるようになります。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 8 号議案「農地法第 5 条の規定による競売買受適格証明願」1 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が 1 件ございます。

第 9 号議案「次期農業委員・推進委員候補者募集要領」についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは第 9 号議案「次期農業委員・推進委員候補者募集要領」についてご説明いたします。

(議案に基づき募集要領説明)

会長職務代理

事務局の説明がございましたが、第 9 号議案について何かご意見・ご質問はありますか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「次期農業委員・推進委員候補者募集要領」については事務局案を承認することとし、改選に向けた諸手続きを進めて行くことといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積709㎡【議案読み上げ】

本件は第1号議案1番と関連しています。

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

※活動記録の提出(3/13まで)について

会長職務代理 それでは、これもちまして2月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時10分終了

令和2年2月20日